厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症対策について
～法改正事項について～

厚生労働省 福井労働局　健康安全課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

○　死亡災害が２年連続で30人を超え、令和６年もそれを上回るペースで発生

○　熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約５～６倍

○　死亡者の約７割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念

○　**ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**

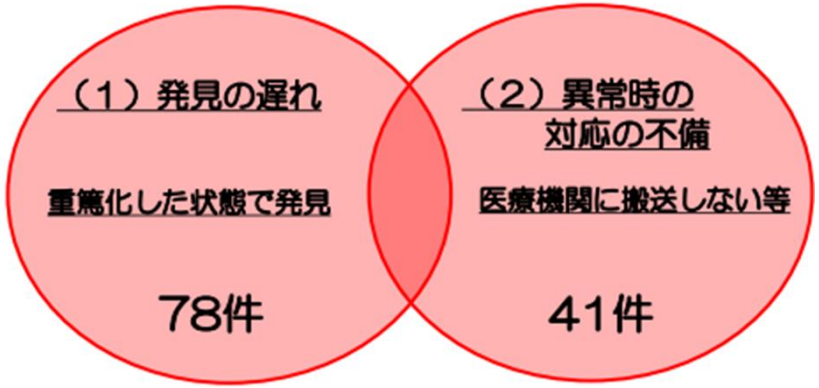
早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



基本的な考え方

見つける



（例）作業員の様子がおかしい…

判断する



（例）医療機関への搬送、救急隊要請

対処する



（例）救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

令和7年6月1日から

1

「熱中症の自覚症状がある作業者」や
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知

※参考となるフロー図を２つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

（熱中症を生ずるおそれのある作業）
●労働安全衛生規則第６１２条の２

　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

２
　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

（熱中症を生ずるおそれのある作業）
●労働安全衛生規則第６１２条の２

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

２
事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

WBGT値が28度以上又は気温が31度以上の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む

上記暑熱な場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含む

（熱中症を生ずるおそれのある作業）
●労働安全衛生規則第６１２条の２

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

報告先等が作業者に確実に伝わることが必要条件
（例）
●事業場の見やすい箇所への掲示
●メールの送付　　など

【定める事項】
●作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先
●連絡方法
＋
随時報告を受けることができる状態を保つこと

参照：令和７年５月20日付　基発0520第６号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

（熱中症を生ずるおそれのある作業）
●労働安全衛生規則第６１２条の２

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

熱中症を生じるおそれのある作業が行われることが想定される作業日の作業開始前まで
※同一の従事者によって一定期間に連続して行われることが想定され、既に体制の整備及びその周知が講じられている場合は、当該措置を作業日毎に重ねて実施する必要はないこと。

事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者○○○○（電話○○-○○○○）
代理　○○○○（電話○○-○○○○）

建設現場のような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、作業場の元方事業者及び関係請負人の事業者いずれにも措置義務が生じる。
この場合、周知の方法として、各事業者共同で1つの緊急連絡先を定め、これを周知することでも良い。

参照：令和７年５月20日付　基発0520第６号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

（熱中症を生ずるおそれのある作業）
●労働安全衛生規則第６１２条の２

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

（注意点１）
暑熱な場所に該当するか否かは、原則として作業が行われる場所でWBGT値及び気温を実測することにより判断する必要がある。
ただし、例えば通風のよい屋外作業について、天気予報、熱中症予防情報サイト等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いて差し支えない。

参照：令和７年５月20日付　基発0520第６号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

（熱中症を生ずるおそれのある作業）
●労働安全衛生規則第６１２条の２

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

（注意点２）
建設現場のような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、作業場の元方事業者及び関係請負人の事業者いずれにも措置義務が生じる。
この場合、周知の方法として、各事業者共同で1つの緊急連絡先を定め、これを周知することでも良い。

（その他）作業者から電話等で報告を受けるだけではなく、積極的に熱中症が生じた疑いのある作業者を早期に発見する観点からの推奨方法

↓

責任者等による作業場所の巡視、２人以上の作業者が作業中にお互いの健康状態を確認するバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた作業者の熱中症のリスク管理、責任者・労働者双方向での定期連絡やこれらの措置の組み合わせ
※ウェアラブルデバイスによる管理は、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせる必要がある。

参照：令和７年５月20日付　基発0520第６号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

（熱中症を生ずるおそれのある作業）
●労働安全衛生規則第６１２条の２

　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

２

　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

作業着を脱がせて水をかけること、アイスバスに入れること、十分に涼しい休憩所に避難させること、ミストファンを当てること等の被災者を体外から冷却する措置のほか、アイススラリーを摂取させる等の被災者を体内から冷却する措置が挙げられる。
※この間、容体が急変する場合があることから、被災者を一人にしないで他の作業員が見守ることが重要。

把握方法と考え方は先ほどと同じ

（熱中症を生ずるおそれのある作業）
●労働安全衛生規則第６１２条の２

２
　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

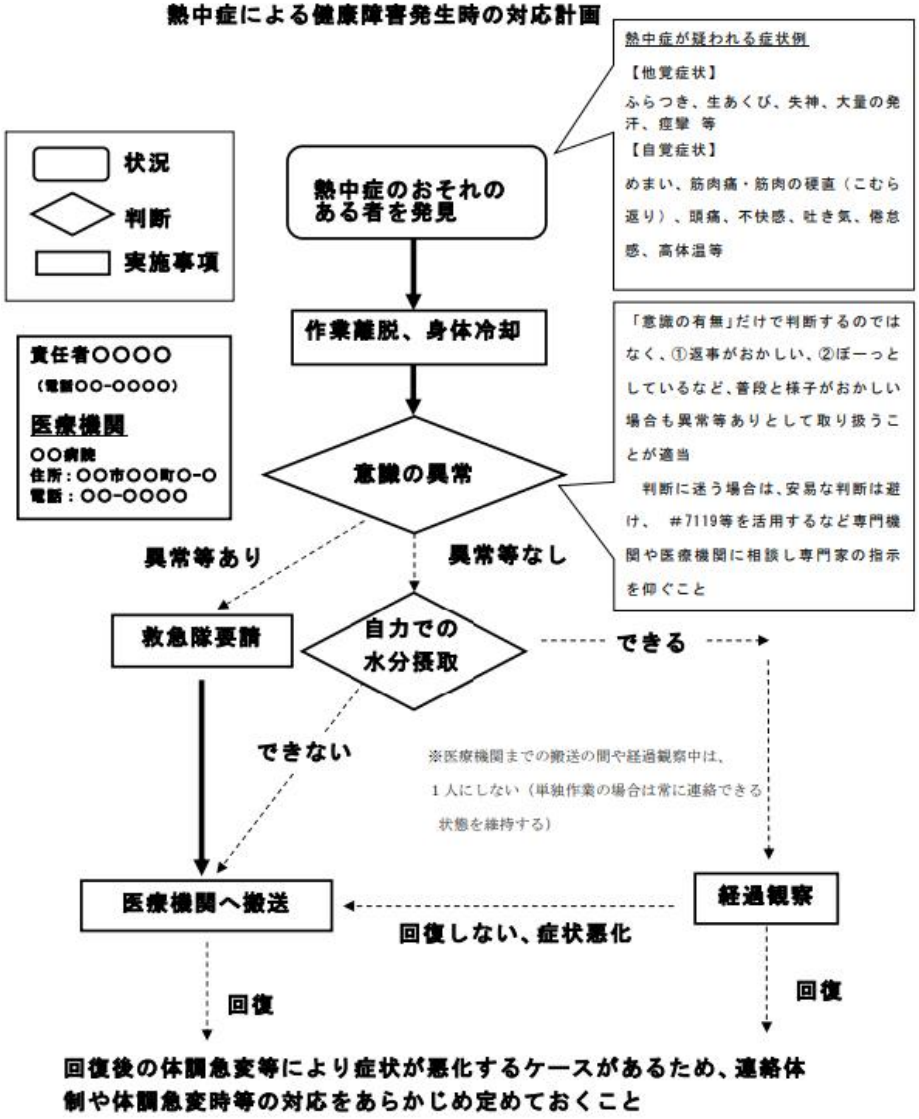
事業場の体制や作業実態を踏まえて合理的に実施可能な内容とすること。
※あらかじめ、事業場の緊急連絡網、搬送先となる医療機関の連絡先（その医療機関の所在地含む）を定めた場合、これらも含めて手順に記載することが望ましい。

その他、熱中症については、帰宅後も含め、時間が経ってから症状が悪化することがあるため、事業場の回復の判断は慎重に行うこと。回復後に体調急変時の連絡体制や対応などもあらかじめ定めておくことが重要

参照：令和７年５月20日付　基発0520第６号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

手順例①

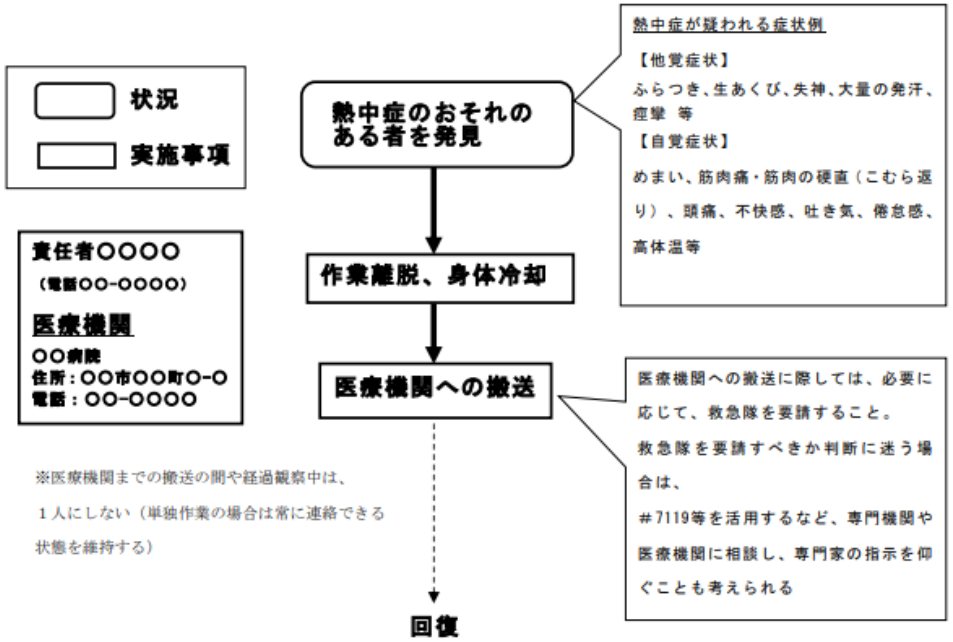
熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

手順例②

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

参照：令和7年5月20日付　基発0520第6号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」

絶対にひとりにはしないで

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。
落ち着いて、状況を確かめて対処しましょう。最初の措置が肝心です。

チェック1 熱中症を疑う症状がありますか？
（めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温）

はい

チェック2 呼びかけに応えますか？

いいえ → **救急車を呼ぶ**



救急車が到着するまでの間に応急処置を始めましょう。呼びかけへの反応が悪い場合には無理に水を飲ませてはいけません

はい

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす



大量に汗をかいている場合は、塩分の入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水がよいでしょう

チェック3 水分を自力で摂取できますか？

いいえ → **涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす**



はい

水分・塩分を補給する

氷のう等があれば、首、脇の下、太腿のつけ根を集中的に冷やしましょう

チェック4 症状がよくなりましたか？

いいえ → **医療機関へ**



本人が倒れたときの状況を知っている人が付き添って、発症時の状態を伝えましょう

はい

そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう

絶対にひとりにはしないで

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者○○○○（電話○○-○○○○）
代理　○○○○（電話○○-○○○○）

参照：熱中症予防情報サイト（環境省）

＃７１１９の活用

救急安心センター事業（#7119）ってナニ？



急なケガや病気をしたとき、救急車を呼んだが方がいいか、今すぐに病院に行った方がいいかなど、判断に迷うことがあると思います。
そんなとき、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口が救急安心センター事業（#7119）です。
救急安心センター事業（#7119）に寄せられた相談は、電話口で医師、看護師、相談員がお話を伺い、病気やケガの症状を把握して、救急車を呼んだ方がいいか、急いで病院を受診した方がいいか、受診できる医療機関はどこか等を案内します。

こんなときに#7119！

- こんな症状で救急車を呼んでいいのかな…
- 具合が悪いけどすぐに病院に行った方がいいかな…
- 手遅れになったらどうしよう…
- 近所の目が気になるから、救急車を呼ぶのは控えよう…



参照：総務省　消防庁HP

救急安心センター事業（＃7119）の利用方法



☎ ＃７１１９

オペレーターや自動音声により応答があります。
希望に応じ、**救急電話相談**
医療機関案内
を選択してください。

救急安心センター

救急電話相談

医師・看護師・相談員が対応
- 病気やケガの状態を把握
- 緊急性について判断



緊急性が高くない症状 →

医療機関案内

受診可能な医療機関を案内



緊急性が高い症状 →



迅速な救急出動

※現在治療中の病気の治療方針、医薬品の使用方法、介護、健康、育児、精神科等に関する相談は受けられません。
※相談料は無料ですが、通話料は利用者の負担になります。

病院へ行く？
救急車を呼ぶ？
迷ったら…

＃７１１９

緊急だと思ったら、ためらわずに１１９番通報を!!



参照：総務省　消防庁HP

～助成金もあるよ～

中小企業事業者の皆さまへ　　令和７年度（２０２５年度）版

「令和７年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和７年５月15日～令和７年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補　助　対　象	対象事業者
Ⅰ 総合対策コース ・補助率 ４／５ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ **詳細は ３ ページ**	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、**優先順位の高い労働災害防止対策**に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは５ページ） ・１年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の**高年齢労働者**（**60歳以上**）が常時１名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
Ⅱ 職場環境改善コース ・補助率 １／２ ・上限額 １００万円（消費税を除く） ➡ **詳細は ３ ページ**	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン ➡ **詳細は ４ ページ**	・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	

～助成金もあるよ～

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- **屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入**
- **屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入**

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

・体温を下げるための機能のある服や装備

・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が５年以上のものに限る）等

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー
（－20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

- **熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウエアラブルデバイス）による健康管理システムの導入**

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

- **日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入**

（１事業者につき１点まで）



～助成金もあるよ～

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 「エイジフレンドリー補助金事務センター」 （ホームページ　https://www.jashcon-age.or.jp）		
関係書類 送付先 （郵送の場合）	〒１０５－００１４　東京都港区芝１－４－１０　トイヤビル５階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電　話：０３（６３８１）７５０７ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６	電　話：０３（６８０９）４０８５ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６
受付時間	平日１０：００～１２：００/１３：００～１６：００ （土日祝休み、平日１２：００～１３：００は電話に出ることができません） <８月１２日～８月１５日（夏季休暇）、１２月２９日～１月３日（年末年始）を除く>	

QRコード